

令和7年度 石綿則改正に伴う説明会

令和7年9月19日、24日、25日
産業安全専門官 西村 唯一郎

帯広労働基準監督署

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

はじめに

石綿則は、「労働者が石綿にばく露され健康障害を受けることを予防するため、（中略）実情に即した適切な対策を積極的に講ずべきことと規定したもの」とされています。

石綿粉じんを吸引することにより、石綿肺、中脾腫、肺がん等の健康障害が発生するおそれがあり、また、これらの疾病は少量でも発症の可能性がある、ばく露から発症までの期間が相当長いという特徴があります。

石綿ばく露作業による労災認定件数は、令和5年以前の集計で**全国合計15,724件**（内、建設業9,947件）であり、その内、**帯広労働基準監督署管内の件数は46件**（内、建設業37件）となっています。

労働者の健康障害防止のためにには、事業者をはじめとして、法令に基づく措置を徹底することが肝要です。

石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35324.html)



目次

1. 石綿障害予防規則（石綿則）について
2. 石綿事前調査結果報告の審査
3. 吹付石綿・石綿含有保溫材等に関する措置
4. 石綿含有成形品等の除去等に係る措置

※参考資料

石綿障害予防規則（石綿則）について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

石綿障害予防規則（石綿則）について

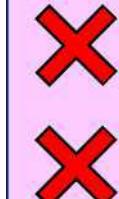
● 石綿障害予防規則

- 制定：平成17年2月24日 厚生労働省令第21号
- 最新の施行日：**令和6年4月1日**

● 事業者の責務（石綿則第1条）

事業者は、石綿による労働者の肺がん、中皮腫その他の健康障害を予防するため、作業方法の確立、関係施設の改善、作業環境の整備、健康管理の徹底その他必要な措置を講じ、もって、労働者の危険の防止の趣旨に反しない限りで、**石綿にばく露される労働者的人数並びに労働者がばく露される期間及び程度を最小限度にするよう努めなければならない。**（第1項）

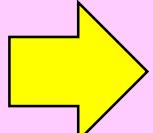
事業者は、石綿を含有する製品の使用状況等を把握し、当該製品を計画的に石綿を含有しない製品に代替するよう努めなければならない。（第2項）



近隣住民の健康被害防止のため？



適切な廃棄・処分の監視のため？



労働者の健康被害防止のため！

石綿障害予防規則（石綿則）について

● 石綿則で定めていること（抜粋）

□ 事前調査及び分析調査の実施（石綿則第3条）

- 建築物の解体又は改修
- 工作物の解体又は改修
- 船舶（鋼製に限る）の解体又は改修

いずれかを実施する場合は
規模の大小にかかわらず必須

□ 作業計画の作成（第4条）

- 石綿使用建築物等解体等作業の場合は必須（当然、みなしの場合も含む）

□ 事前調査の結果等の報告（第4条の2）

- 建築物の解体工事（床面積合計80平米以上）
- 建築物の改修工事（請負代金100万円以上）
- 工作物の解体・改修工事（請負金額100万円以上）

元請のみ実施義務あり

□ 作業の届出（第5条）

- 吹き付け**られている石綿の除去等 – レベル1
- 石綿等が使用されている**保溫材、耐火被覆材等**の除去等 – レベル2

石綿障害予防規則（石綿則）について

● 石綿則で定めていること（抜粋）

- 吹き付け石綿（レベル1）及び石綿含有保溫材等（レベル2）の除去方法（第6条）
- けい酸カルシウム板第1種の除去方法（第6条の2）
- 石綿含有仕上げ塗材の除去方法（第6条の3）
- 労働者の**立入禁止及びその表示**（第7条）
- 石綿等の**切断等の作業等に係る措置**（第13条）
 - 湿潤化
 - 除じん性能を有する電動工具の使用（**新設**）
 - その他（隔離、負圧は必須ではない）

石綿障害予防規則（石綿則）について

● 石綿則で定めていること（抜粋）

□ 保護具の着用（第14条）

- 吹付石綿等除去作業の場合は電動ファン付き呼吸用保護具or送気マスク

□ 関係者以外の立入禁止及び表示（第15条）

□ 石綿作業主任者の選任と職務（第19条、20条）

- 「石綿（0.1%以上含有）を取り扱うor製造する」場合は請負事業者ごとに1人以上ずつ選任が必要

□ 特別教育（第33条）

- 石綿使用建築物等解体等作業に従事する労働者全員

□ 喫煙・飲食の禁止とその表示（第33条）

□ 各種項目の掲示（第34条）

- 石綿等を取り扱う（製造する）作業場である旨
- 石綿により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状
- 石綿の取扱い上の注意事項
- 保護具を使用しなければならない旨、使用すべき保護具

石綿障害予防規則（石綿則）について

● 石綿則で定めていること（抜粋）

□ 作業の記録（第35条）

- ・ 1ヶ月を超えない期間ごとに記録
- ・ 作業をしなくなつてから**40年間**保存

□ 作業計画による作業の記録（第35条の2）

- ・ 石綿使用建築物等解体等作業を行ったとき
- ・ 解体等作業を終了してから**3年間**保存

□ 石綿健康診断（第40～43条）

□ 呼吸用保護具（第44条、45条）

- ・ 呼吸用保護具の備え付け（第44条）
- ・ 就業する労働者数以上備え、常時有効かつ清潔に保持（第45条）

これらの他にも、作業内容等によって必要な措置があるため、不明な点がある場合はご相談ください。

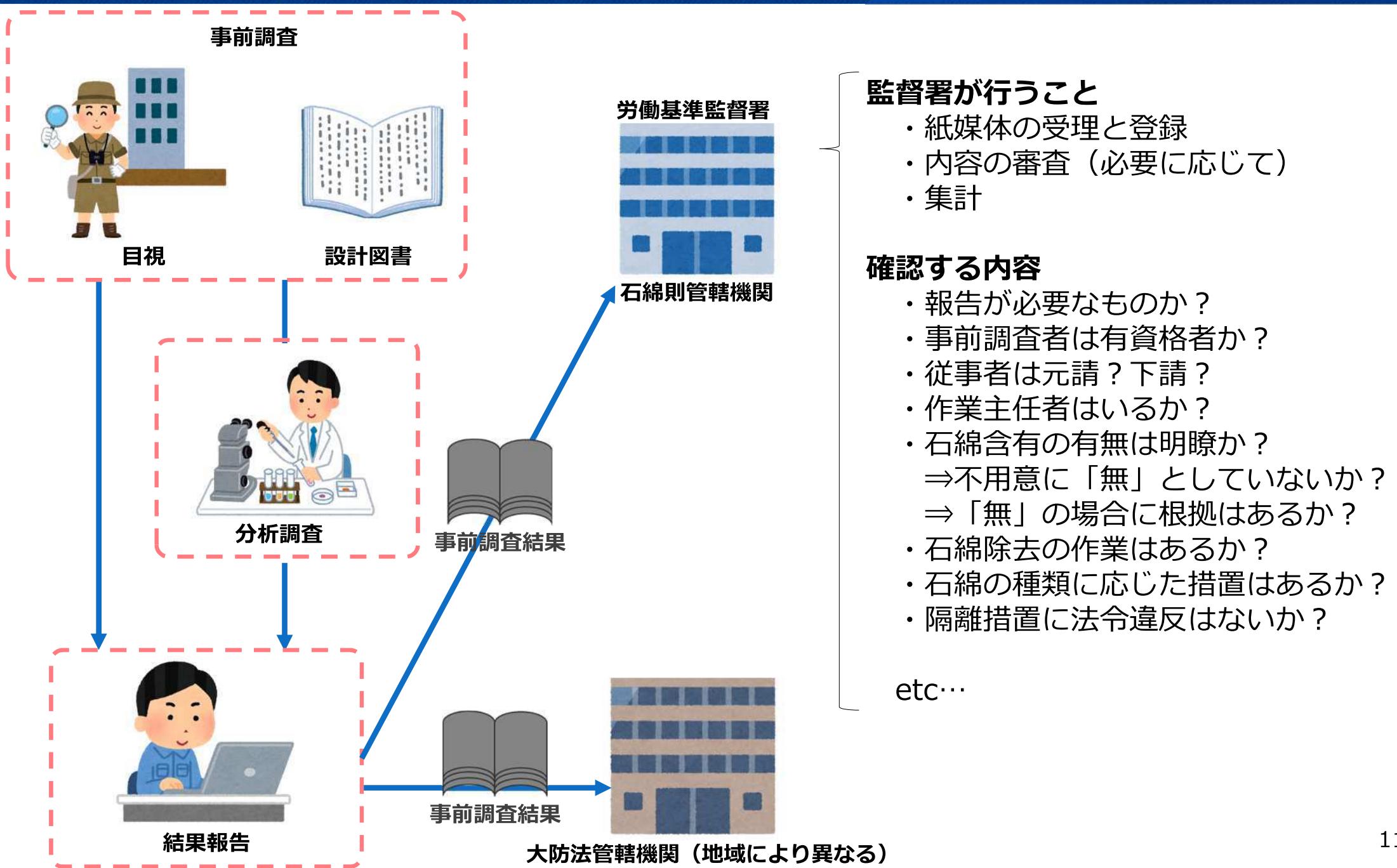
石綿事前調査結果報告の審査

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

石綿事前調査の流れと行政との関係



石綿事前調査結果報告の審査

◆事前調査の実施・資格に関すること（抜粋）

- 「解体等の作業」を行う**全ての事業者**は、石綿の事前調査を実施する必要がある。（第3条第1項）
- 事前調査は「（設計図書等の）文書の確認」と「（現地の）目視」の**両方**により行う必要がある。（第3条第2項）
- 「文書の確認」と「目視」により**使用の有無が明らかとならなかつたときは分析調査を行う**必要がある。（第3条第5項）
- 事前調査と分析調査は、それぞれ**法定の知識・技能を有する者**に行わせる必要がある。（第3条第4項、第6項）

石綿事前調査結果報告の審査

「解体等の作業」を行う全ての事業者は、石綿の事前調査を実施する必要がある。（第3条第1項）

建築物

- ・全ての建築物。
- ・建築物に設ける建築設備を含む。
ガス・電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙、汚水処理の設備等

工作物

- ・建築物以外で土地、建築物、工作物に設置されている（いた）もの全て。
- ・煙突、サイロ、鉄骨構造、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等
- ・建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等
- ・製造・発電等に関連する反応槽、貯蔵

船 舶

- ・船体の主たる構造材が鋼製のもの

解体等の作業

- ・解体の作業
- ・改修の作業
 - 封じ込め
囲い込み
を含む

の

を行うときは、あらかじめ
解体等対象建築物等について
石綿等の使用の有無を調査
することが必要です。

- 「工作物」の範囲が、建築物内の設備にまで拡げられました（下線部）。
- 「改修」の範囲が拡げられ、原則すべての改修工事が対象となりました。

石綿事前調査結果報告の審査

「解体等の作業」を行う全ての事業者は、石綿の事前調査を実施する必要がある。（第3条第1項）

□ 解体等の作業に該当せず事前調査を行う必要がない作業（要約）

ア

石綿等が含まれていないことが明らかなもの
木材、金属、石、ガラス等のみの構成物、
畳、電球等

であって

- 手作業や電動ドライバー等で容易に取り外せる
- ボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去・取り外しが可能など

除去等の際に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業

イ 釘打ち固定、刺さっている釘を抜く等の、極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業（電動工具等で、石綿含有の可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、事前調査必要）

ウ 既存の塗装の上に新たに塗装を塗る等、現存する材料等の除去を行わない作業

エ 国土交通省、経済産業省、農林水産省、防衛装備庁の確認・調査により、石綿が使用されていないことが確認された工作物、船舶等の解体等（令和2年8月4日・基発0804第8号）

□ 事前調査を行ったこととして良い例

- 既に法定の調査が行われている解体等対象建築物等は、調査の結果の記録を確認することでも良い。
- 着工日が平成18年9月1日以降である建築物は、そのことをその文書等で確認することでも良い。

石綿事前調査結果報告の審査

事前調査は「（設計図書等の）文書の確認」と「（現地の）目視」の両方により行う必要がある。（第3条第2項）

□以下のものが「**設計図書等**」として認められる。

- ・建築物、その敷地又は工作物に関する工事用の図面及び仕様書。
- ・施工記録、維持保全記録、発注者からの情報。
- ・調査対象材料に直接印字されている製品番号。

□構造上目視することが困難な材料については、**目視により確認することが可能となったとき**に事前調査を行う。（第3条第9項）

□「文書の確認のみ行った」「現場確認だけ行った」は**NG！**

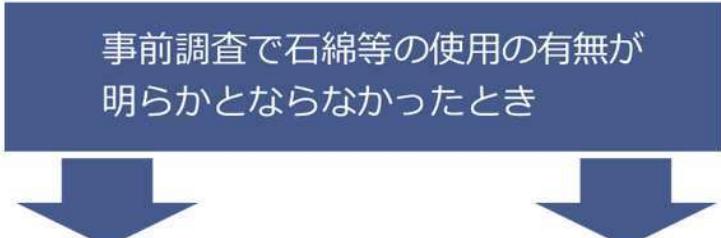
「設計図書等の文書が存在しない」「構造上目視により確認することが困難な材料」という場合のみ、この限りではないとされています。

石綿事前調査結果報告の審査

「文書の確認」と「目視」により使用の有無が明らかとならなかつたときは分析調査を行う必要がある。（第3条第5項）

□独自のルールで「石綿なし」と判断することはできません

- 事前調査は、**全ての材料について**、次に掲げる方法により行うことが必要です。
 - 設計図書等の文書を確認する方法**
 - 目視により確認する方法**
- 構造上目視により確認することが困難な材料は**目視が可能となったときに**事前調査を行う必要があります。



- ※ 調査対象材料に石綿等が使用されないと判断する方法は以下のとおりです。
- 分析調査を行う。
 - 調査対象材料について製品を特定し、そのメーカーによる石綿等の使用の有無に関する証明や成分情報等と照合する方法。
 - 調査対象材料について製品を特定し、製造年月日が平成18年9月1日以降であることを確認する方法。

石綿事前調査結果報告の審査

事前調査と分析調査は、それぞれ法定の知識・技能を有する者に行わせる必要がある。（第3条第4項、第6項）

□事前調査について「必要な知識及び技能を有する者」は、以下の講習を受講した者（及び有資格者）に限ります。

種 別	調査できる対象物
・特定建築物石綿含有建材調査者講習 ・一般建築物石綿含有建材調査者講習 ・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者	すべての建築物
・一戸建て等石綿含有建材調査者講習	一戸建ての住宅 共同住宅の住戸の内部

共同住宅の住戸の内部

長屋は含まれます。店舗併用住宅は含まれません。**住戸の専有部分**を指します。ベランダ、廊下等共用部分など、内部以外の部分は含まれません。

□令和8年1月1日から、**一部の工作物に事前調査についても資格取得が必要です。**

- ・工作物石綿事前調査者講習を受講する必要がある。

◆北海道労働局内における建築物石綿含有建材調査者講習の実施機関

https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen-kankei/18ginou.html

◆北海道労働局内における建築物石綿含有建材調査者講習の実施機関

https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen-kankei/18ginou.html

講習機関一覧表

講習名＜建築物石綿含有建材調査者講習＞

講習内容

石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第3条第4項に規定する事前調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定める者の要件である「建築物石綿含有建材調査者」の資格を得るための講習

(2023年9月1日現在)

講習の日程、受講の申込については、各登録講習機関へ直接お問い合わせください。

機関名	講習の区分	郵便番号	所在地	電話番号
一般社団法人 日本石綿講習センター	特定建築物 一般建築物 一戸建て等	062-0932	札幌市豊平区平岸2条13丁目3-14-511号	011-876-9429
公益社団法人 北海道労働基準連合会	一般建築物 一戸建て等	060-0807	札幌市北区北7条西2丁目6 37山京ビル203	011-747-6141
建設業労働災害防止協会 北海道支部	一般建築物 一戸建て等	060-0004	札幌市中央区北4条西4丁目1番地 札幌国際ビル3階	011-261-6187
一般社団法人環境総合研究所	一般建築物	060-0007	札幌市中央区北7条西15丁目1番地3 川口ビル	011-556-4337

講習機関一覧表

講習名＜工作物石綿事前調査者講習＞

講習内容

令和8年1月1日施行の改正石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第3条第4項に規定する事前調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定める「工作物石綿事前調査者」の資格を得るための講習

(2024年12月19日現在)

講習の日程、受講の申込については、各登録講習機関へ直接お問い合わせください。

機関名	講習の区分	郵便番号	所在地	電話番号
一般社団法人環境総合研究所	工作物	060-0007	札幌市中央区北7条西15丁目1番地3 川口ビル	011-556-4337



(北海道労働局HP)
労働安全衛生法に基づく技能講習、
実技教習、養成講習等について

技能講習登録教習機関一覧表

技能講習名＜石綿作業主任者技能講習＞

作業内容（労働安全衛生法施行令第6条第23号の作業）

石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物（以下「石綿等」という。）を取り扱う作業（試験研究のために取り扱う作業を除く。）又は石綿等を試験研究のため製造する作業若しくは労働安全衛生法施行令第16条第1項第4号イからハまでに掲げる石綿で同号の厚生労働省令で定めるもの若しくはこれらの石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物を製造する作業

(2024年7月8日現在)

講習の日程、受講の申込については、各登録教習機関へ直接お問い合わせください。

機関名	問合せ先	郵便番号	所在地	電話番号
公益社団法人 北海道労働基準協会連合会	同 左	060-0807	札幌市北区北7条西2丁目6番地 37山京ビル203号	011-747-6141
一般社団法人環境総合研究所	同 左	060-0007	札幌市中央区北7条西15丁1番3号川口ビル	011-556-4337
株式会社安全教育センター	同 左	980-0012	宮城県仙台市青葉区錦町1丁目10-11 勾当台上杉通りビル	022-267-4207
一般社団法人 北海道建築工事業組合連合会	同 左	060-0061	札幌市中央区南1条西10丁目4番地168 ほくえいビル505号室	011-271-3244
株式会社 ハウジングエージェンシー	同 左	160-0023	東京都新宿区西新宿7丁目16番6号	03-3361-4076
一般社団法人 企業環境リスク解決機構	同 左	100-0005	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 新国際ビル4階	03-6435-7747



(北海道労働局HP)
労働安全衛生法に基づく技能講習、
実技教習、養成講習等について

- ・石綿事前調査者未選任
- ・石綿作業主任者未選任

を確認

法令違反を指摘した上で、各種講習
機関等を教示する。

石綿事前調査結果報告の審査

事前調査と分析調査は、それぞれ法定の知識・技能を有する者に行わせる必要がある。（第3条第4項、第6項）

□分析調査について「必要な知識及び技能を有する者」は**以下に該当する者**です。

- ・ 分析調査講習を受講し、修了考査に合格した者
- ・ 「石綿分析技術の評価事業」により認定される認定分析技術者（AorBランク）
- ・ アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析工キスパートコース）の修了者
- ・ 建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者
- ・ アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター

※いすれも実技講習を修了した方法による分析のみ実施可能

令和8年(2026年)1月1日以降着工の工事から、 一部の工作物の石綿事前調査には **資格取得が必要になります!**

対象工事を行う方は、
**工作物石綿事前調査者講習を受講して、
資格の取得をお願いします。**

こんな工事も
有資格者による調査の
対象になります!

- プラント等の配管のメンテナンス工事
- 電気設備(発電設備・配電設備・変電設備・送電設備)の改修工事
- ボイラー・圧力容器の部品交換工事 など

※詳細は裏面をご覧ください。



既に建築物石綿含有建材調査者の資格を取得している方でも、新たに工作物石綿事前調査者の資格取得が必要になる場合があります。
詳細は裏面をご覧ください。

例えば、以下のような工作物が対象となります。



有資格者による調査をせず工事を行なうことは 法令違反です！

また、石綿が飛散し発注者、作業従事者、周辺住民の方に健康被害が発生する
ことがあります。

事前調査に資格が必要な工作物は以下のとおりです
いますぐご確認ください

*アスペストの使用が禁止された後に設置の工事に着手した工作物など、資格が不要なケースもあります。

既存の下記工作物の工事を行いますか？

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 反応槽 | <input type="checkbox"/> 貯蔵設備 ^{※2} |
| <input type="checkbox"/> 加熱炉 | <input type="checkbox"/> 発電設備 ^{※3} |
| <input type="checkbox"/> ボイラー及び圧力容器 | <input type="checkbox"/> 變電設備 |
| <input type="checkbox"/> 配管設備 ^{※1} | <input type="checkbox"/> 配電設備 |
| <input type="checkbox"/> 焼却設備 | <input type="checkbox"/> 送電設備 ^{※4} |

いいえ

はい

既存の下記工作物の工事を行いますか？

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 煙突 ^{※5} | <input type="checkbox"/> トンネルの天井板 |
| <input type="checkbox"/> ブラットホームの上家 | <input type="checkbox"/> 遮音壁 |
| <input type="checkbox"/> 軽量盛土保護パネル | <input type="checkbox"/> 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 |
| <input type="checkbox"/> 観光用エレベーターの昇降路の囲い ^{※6} | <input type="checkbox"/> その他の工作物で塗料の剥離、モルタル、コンクリート補修剤(シーリング材、バテ、接着剤等)の除去等の作業 |

いいえ

工作物石綿事前
調査者資格が
必要

建築物石綿含有建材調査者の
資格をもっていても、別途、
工作物石綿事前調査者の資格
を取得する必要があります。

- ・工作物石綿事前調査者
・一般 / 特定建築物石綿含有建材調査者
・令和5年9月までに日本アスペスト調査
診断協会に登録された者
のいずれかの資格が**必要**

工作物石綿事前
調査者資格は
不要

上記工作物のほか、建築物の事前調査を行う場合は、建築物石綿含有建材調査者の資格が必要です。

※1 建築物に設ける排水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。
※2 資格を有するための設備を除く。
※3 太陽光発電設備及び火力発電設備を除く。
※4 ケーブルを含む。
※5 建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。
※6 建築物であるものを除く。

工作物石綿事前調査者講習、建築物石綿含有建材調査者講習は、
登録講習機関で受講できます！

各地の登録講習機関の情報は、石綿総合情報ポータルサイトよりご覧ください。



<https://www.ishiyata.mhlw.go.jp/course/>

石綿事前調査結果報告の審査

事前調査と分析調査は、それぞれ法定の知識・技能を有する者に行わせる必要がある。（第3条第4項、第6項）

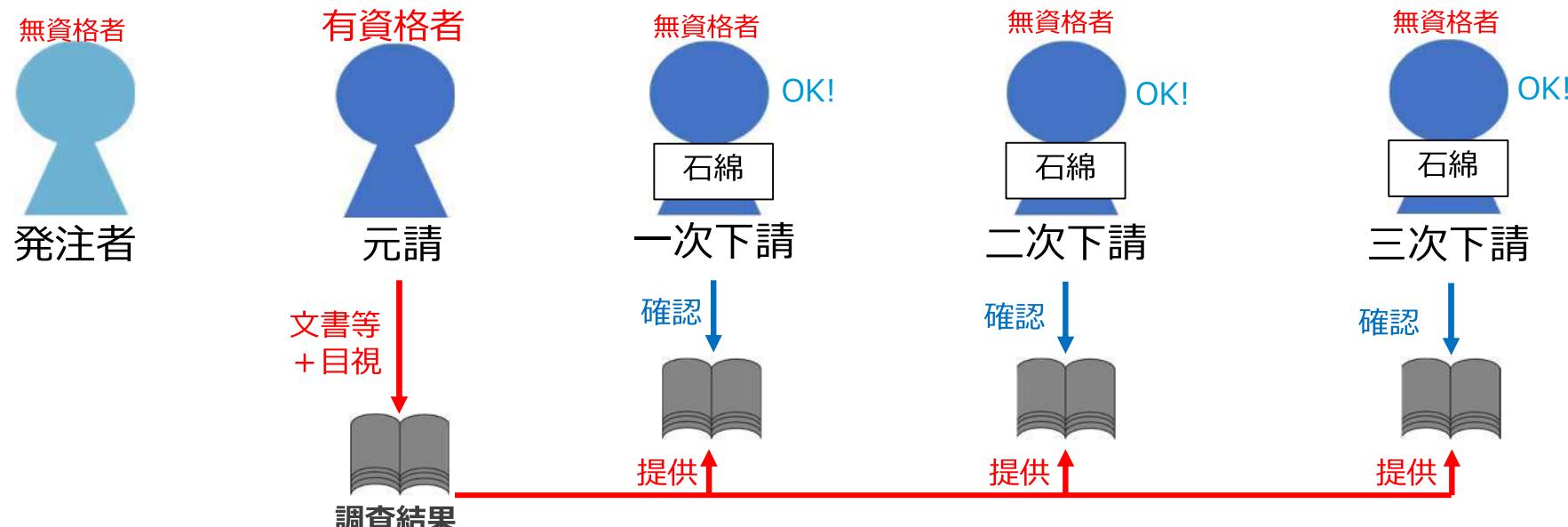
◆間違えやすいこと

□法定の資格を有していない者による調査のみは**NG！**

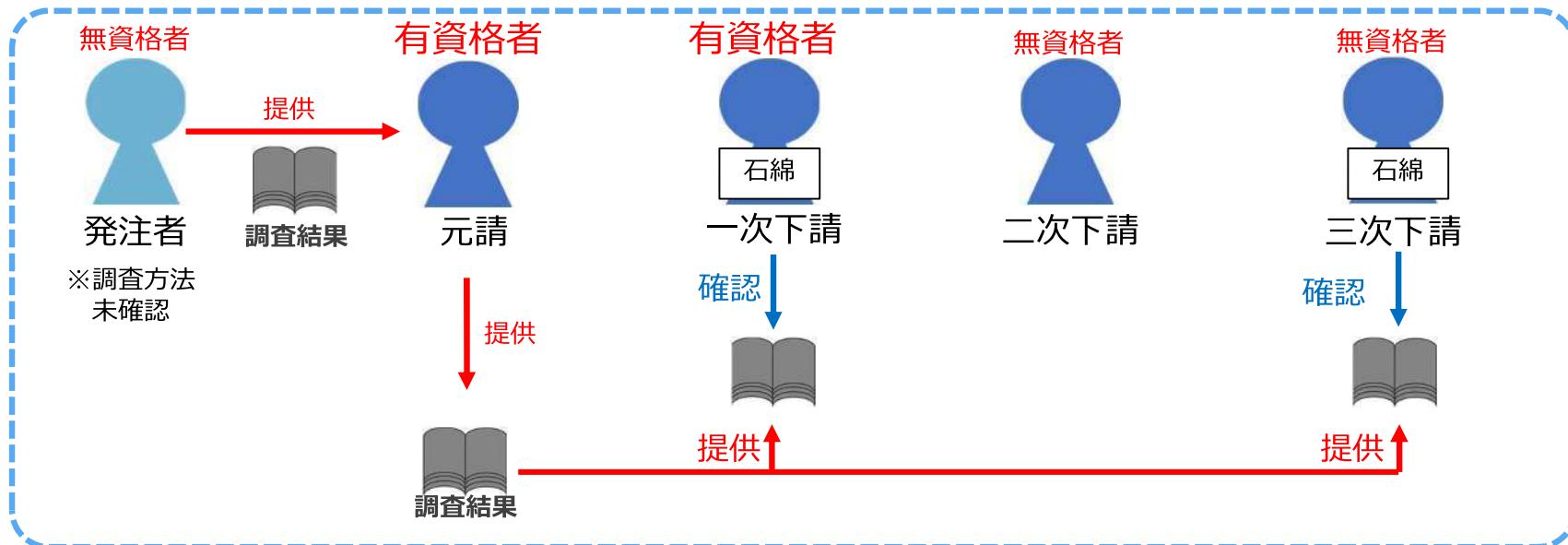
※解説

法定の資格を有していない者による調査は、調査を実施したことになりません。

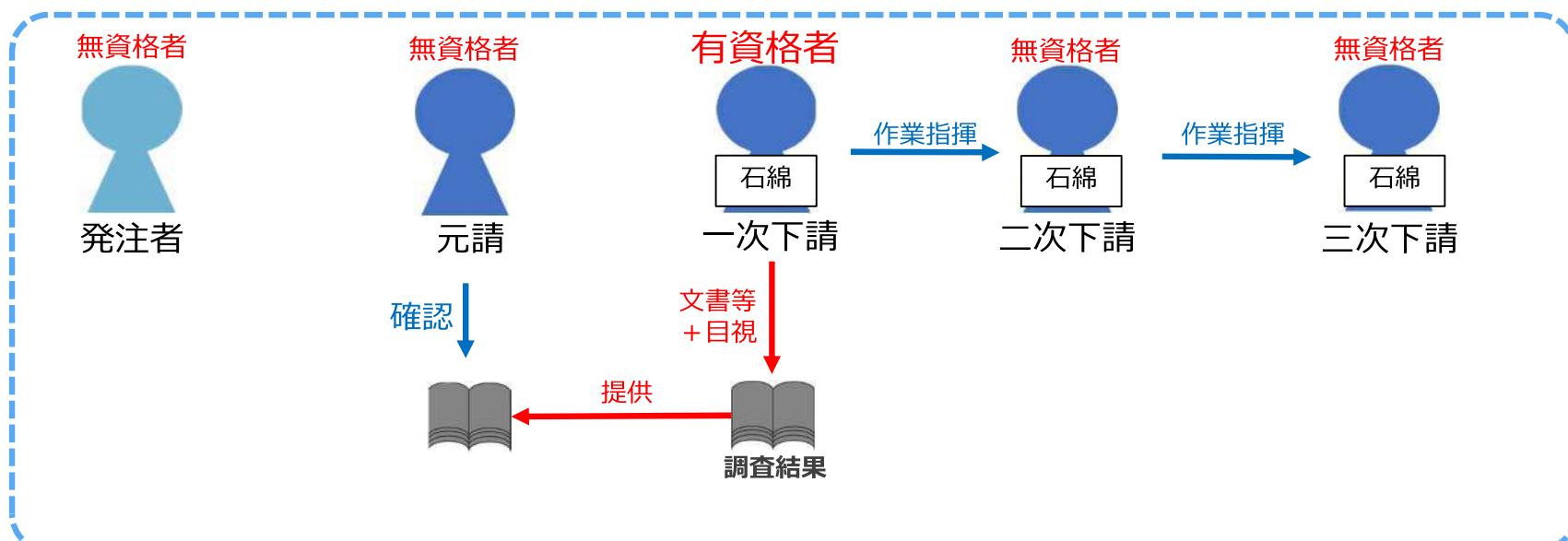
ただし、「事前調査者が実施した文書の確認・目視による事前調査の結果」を確認する方法による事前調査には、法定の資格は不要です。



パターン①：発注者が調査した結果を、元請が各下請に提供している場合。（有資格者は元請と一次）

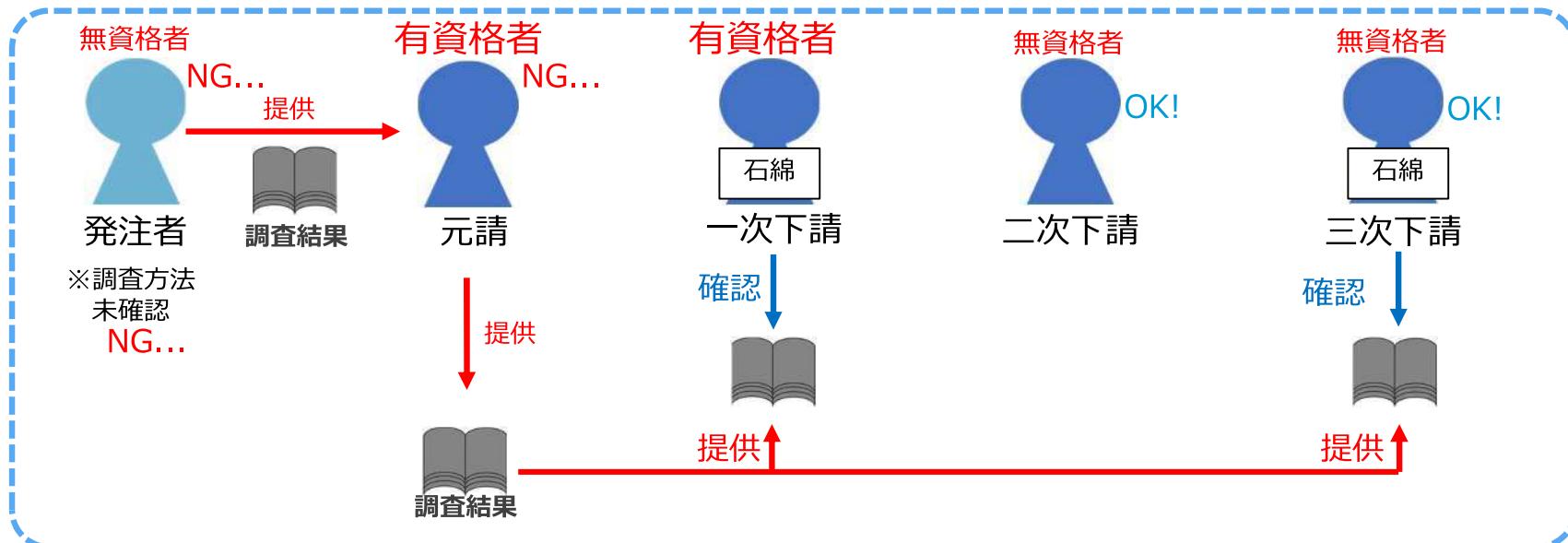


パターン②：一次下請が事前調査を行い、元請のみが結果の確認を行う場合。（有資格者は一次のみ）



それぞれどこに問題があるか考えてみましょう。

パターン①：発注者が調査した結果を、元請が各下請に提供している場合。（有資格者は元請と一次）



◆ 問題のあるポイント

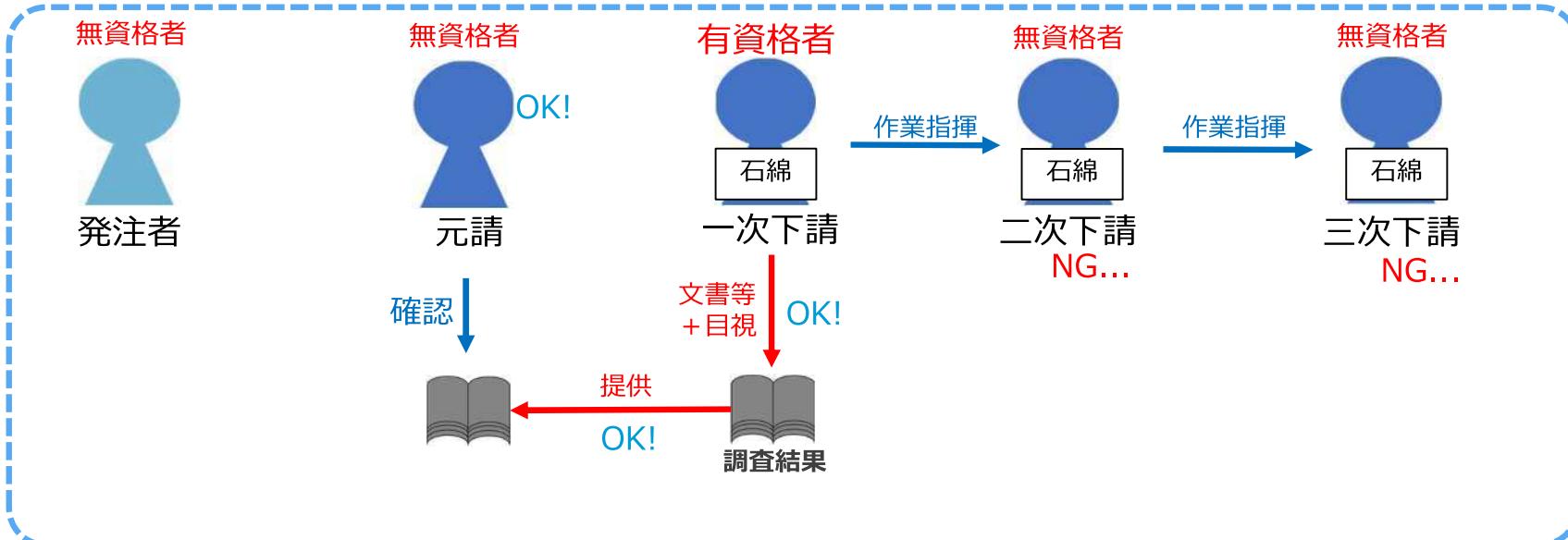
- 事前調査の方法を確認していない。（「文書の確認」 + 「目視」でなければならない。）
- 加えて、「石綿無」かどうかは分析調査等の方法により確認を行う。
- 発注者の事前調査であっても有資格者によるものであることを確認しなければならない。
- 調査結果の確認を有資格者が行ったとしても、法定の事前調査を行ったことにはならない。

◆ 問題のないポイント

- 石綿作業がない場合は、調査結果の確認（事前調査）を行わなくとも問題ない。（二次下請）
- 調査結果の確認は、有資格者ではない者が行っても問題ない。（三次下請）

※「文書の確認」 + 「目視」の事前調査を、
有資格者が行わなければならぬ！

パターン②：一次下請が事前調査を行い、元請のみが結果の確認を行う場合。（有資格者は一次のみ）



◆ 問題のあるポイント

- 石綿作業がある二次下請と三次下請が、事前調査結果の確認を行っていない。
- 事前調査の確認を行っていないということは、事前調査の記録の保存も行えない。

◆ 問題のないポイント

- 事前調査の実施は元請でなくとも構わない。
- 元請に事前調査の有資格者がなくとも構わない。
- 施工しない場合でも、元請に事前調査結果を提供するのが望ましい。（結果報告のため。）

※ 「石綿作業の指揮を受けた」だけでは
事前調査をしたことにならない！

そもそも、「指揮を受ける」こと自体が問題ではある。（石綿に限らず、建設業全てのこと。）

石綿事前調査結果報告の審査

- 原則すべての解体・改修工事
- 規模や請負金額にかかわらず小規模なものも

●「事前調査」必要

- ・調査方法は原則、**設計図書+目視**
- ・2023年10月からは**資格要件**あり

●「記録の作成と3年間保存」必要

- ・石綿含有の有無に関わらず

●作業場に「記録の掲示等」必要

- ・石綿含有の有無に関わらず
- ・石綿含有の場合は、事前調査の記録の写しも備え付け

●一定規模の解体・改修工事

●「事前調査結果報告」必要

- ・原則、電子システムで

ここまでまとめ

解体等の作業に該当せず
事前調査を行う必要がない作業

- 材料を損傷させない
- 釘の抜き打ちだけ
- 塗装の重ね塗りだけ

など限られた場合

石綿事前調査結果報告の審査

◆事前調査の記録・掲示・報告に関すること（抜粋）

- 事前調査又は分析調査を行ったときは、記録を作成し、調査を終了した日から**3年間保存**する。（第3条第7項）
- 解体等の作業を行う作業場には、労働者が見やすい箇所に**調査内容を掲示**する。（第3条第8項）
- 法定の要件に適合する規模の工事に関する事前調査を実施した場合、**元請は電子情報処理組織による報告**をする。（第4条の2）

石綿事前調査結果報告の審査

事前調査又は分析調査を行ったときは、記録を作成し、調査を終了した日から3年間保存する。（第3条第7項）

□以下の項目を記録する。（3年間）

- ・事業者の名称、住所及び電話番号
- ・解体等の作業を行う作業場所の住所並びに工事の名称及び概要
- ・調査終了日
- ・着工日等（文書で確認したもの）
- ・建築物、工作物又は船舶の構造
- ・事前調査を行った部分
- ・分析調査のための試料を採取した場所
- ・事前調査の方法及び分析調査の方法
- ・材料ごとの石綿等の使用の有無及び石綿無と判断した根拠
- ・事前調査及び分析調査を行った者の氏名及び資格の書類の写し

石綿事前調査結果報告の審査

解体等の作業を行う作業場には、労働者が見やすい箇所に調査内容を掲示する。（第3条第8項）

□以下の事項を掲示する。

- ・ 調査終了日
 - ・ 事前調査を行った部分
 - ・ 分析調査のための試料を採取した場所
 - ・ 事前調査の方法及び分析調査の方法
 - ・ 材料ごとの石綿等の有無及び石綿無の判断根拠
- } 概要を掲示

※注意①

第3条第7項で定める記録を保管すべき項目よりも少ないため、これらの掲示を保管しても、第3条第7項の法の要件を満たしません。

※注意②

「現場と店舗が近いので、店舗に保管している」と誤解することもあるかもしれません。この規定は、作業を実施する労働者がいつでも記録を確認することができるようにする趣旨で規定したものであることから、解体等の作業が行われている間は、常に備え付けておく必要があります。

石綿事前調査結果報告の審査

法定の要件に適合する規模の工事に関する事前調査を実施した場合、元請は電子情報処理組織による報告をする。（第4条の2）

□法定の要件は以下のとおり。

- ・ 建築物の解体工事（床面積の合計が80平方メートル以上に限る。）
- ・ 建築物の改修工事（工事の請負代金の額が100万円以上に限る。）
- ・ 工作物の解体工事又は改修工事（工事の請負代金の額が100万円以上に限る。）

□電子情報処理組織による報告の手順は以下のとおり。

1. G-biz（事業者向け共通認証システム）にアクセスしGビズIDを取得する。
(<https://gbiz-id.go.jp/top/>)
2. 石綿事前調査結果報告システムにアクセスする。
(<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/>)
3. 取得したGビズIDでログインする。
4. 調査結果を入力して報告する。

石綿事前調査結果報告システム

- ・ システムの利用にはGビズIDが必要です。



GビズID



◆石綿事前調査結果報告システム (<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/>)

石綿事前調査結果報告システム

文字サイズ 小 中 大



環境省
Ministry of the Environment

お知らせ一覧 ヘルプ

ログイン

●石綿事前調査結果報告システムとは

石綿事前調査結果報告システムとは、労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則、及び大気汚染防止法に基づく石綿含有の有無の事前調査結果の報告手続（申請）をオンラインで行えるシステムです。

■報告が必要となる工事

- ・建築物の解体工事（解体作業対象の床面積の合計80 m²以上）
- ・建築物の改修工事（請負金額100万円以上（税込））
- ・工作物の解体・改修工事（請負金額100万円以上（税込））
- ・鋼製の船舶の解体・改修工事（総トン数20トン以上）

登録済みの方

GビズIDでログイン

①

初めての方はこちら

GビズIDを作成

②

24時間受け付けます！

FAQチャット



令和6年11月時点

- ① GビズIDを登録済みの場合はこちらから報告を行ってください。
- ② GビズIDが未登録の場合はこちらからDビズIDの登録を行ってください。

事前調査結果等報告（例）

元方事業者に関する事項	元方事業者情報																
	事業者の名称		株式会社北海道労基								事業者の代表者氏名		北海 太郎				
	担当者のメールアドレス		hokkaido-rouki@xxx.xx.xx								事業者の電話番号		0000 - 00 - 0000				
	事業者の住所		郵便番号		0	0	0	-	0	0	0	0					
			都道府県・市区町村名等		北海道〇〇市～												
			住所（続き）		〇〇												
	工事現場の情報																
	労働保険番号		都道府県	-	所掌	-	管轄	-	基幹番号				-	枝番号			
			0	1	-	1	-	0	0	-	0	0	0	0	-	0	0
	作業場所の住所		郵便番号		0	0	0	-	0	0	0	0					
			都道府県・市区町村名等		北海道〇〇郡〇〇町～												
			住所（続き）		〇〇												
	工事の名称		〇〇様邸解体工事														
	工事の概要		木造2階建て解体工事														
	建築物等の概要																
建築物、工作物又は船舶の新築工事の着工日				西暦 1985年 10月 10日				構造		<input checked="" type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> その他				耐火		<input type="checkbox"/> 耐火 <input checked="" type="checkbox"/> 準耐火 <input type="checkbox"/> その他	
延べ床面積	6	5	0	m ²	階数（地上階）		2	階建	階数（地下階）		2	階建					
その他工作物・船舶 ※複数選択可		<input type="checkbox"/> 反応槽 <input type="checkbox"/> 加熱炉 <input type="checkbox"/> ボイラー及び圧力容器 <input type="checkbox"/> 配管設備 <input type="checkbox"/> 焼却設備 <input type="checkbox"/> 煙突 <input type="checkbox"/> 貯蔵設備 <input type="checkbox"/> 発電設備 <input type="checkbox"/> 変電設備 <input type="checkbox"/> 配電設備															
		<input type="checkbox"/> 送電設備 <input type="checkbox"/> トンネルの天井板 <input type="checkbox"/> プラットホームの上家 <input type="checkbox"/> 遮音壁 <input type="checkbox"/> 軽量盛土保護パネル <input type="checkbox"/> 鉄道の駅の地下式構造 <input type="checkbox"/> 観光用エレベーター <input type="checkbox"/> 船舶部分の壁及び天井板 <input type="checkbox"/> の昇降路の開い															
解体工事を行う床面積の合計			6	5	0	m ²	解体工事又は改修工事の実施期間				西暦 2024年 10月 1日～西暦 2024年 12月 15日						
解体工事又は改修工事の請負金額			億	4	0	0	万円	石綿に関する作業の開始時期				西暦 2024年 11月頃					
事前調査の終了年月日		西暦 2024年 6月 30日															
事前調査を実施した者																	
氏名															講習実施機関の名称		
分析調査を実施した者																	
氏名															講習実施機関の名称		
作業に係る石綿作業主任者																	
氏名																	

事前調査結果等報告（例）

元方事業者の情報																
事業者の名称	株式会社北海道労基					事業者の代表者氏名	北海 太郎									
担当者のメールアドレス	hokkaido-rouki@xxx.xx.xx					事業者の電話番号	0000 - 00 - 0000									
事業者の住所	郵便番号		0 0 0 - 0 0 0 0													
	都道府県・市区町村名等		北海道〇〇市～													
	住所（続き）		〇〇													
工事現場の情報																
労働保険番号	都道府県	-	所掌	-	管轄	-	基幹番号				-	枝番号				
	0	1	-	1	-	0	0	-	0	0	0	0	0	-	0	0
作業場所の住所	郵便番号		0 0 0 - 0 0 0 0													
	都道府県・市区町村名等		北海道〇〇郡〇〇町～													
	住所（続き）		〇〇													
工事の名称	〇〇様邸解体工事															
工事の概要	木造2階建て解体工事															
建築物等の概要																
建築物、工作物又は船舶の新築工事の着工日			西暦 1985年 10月 10日			構造	<input checked="" type="checkbox"/> 木造	<input type="checkbox"/> RC造	<input type="checkbox"/> S造	<input type="checkbox"/> その他	耐火	<input type="checkbox"/> 耐火	<input checked="" type="checkbox"/> 準耐火	<input type="checkbox"/> その他		
延べ床面積	6	5	0	m ²	階数（地上階）	2	階建	階数（地下階）		階建						
その他工作物・船舶 ※複数選択可	<input type="checkbox"/> 反応槽 <input type="checkbox"/> 加熱炉 <input type="checkbox"/> ボイラー及び圧力容器 <input type="checkbox"/> 配管設備 <input type="checkbox"/> 焼却設備 <input type="checkbox"/> 煙突 <input type="checkbox"/> 貯蔵設備 <input type="checkbox"/> 発電設備 <input type="checkbox"/> 變電設備 <input type="checkbox"/> 配電設備															
	<input type="checkbox"/> 送電設備 <input type="checkbox"/> トンネルの天井板 <input type="checkbox"/> プラットホームの上家 <input type="checkbox"/> 遮音壁 <input type="checkbox"/> 軽量盛土保護パネル <input type="checkbox"/> 鉄道の駅の地下式構造 <input type="checkbox"/> 観光用エレベーター <input type="checkbox"/> 部分の壁及び天井板 <input type="checkbox"/> の昇降路の囲い <input type="checkbox"/> 船舶															
解体工事を行う床面積の合計	(1)	6	5	0	m ²	解体工事又は改修工事の実施期間	西暦 2024年 10月 1日 ~ 西暦 2024年 12月 15日									
解体工事又は改修工事の請負金額	(1)	億	4	0	0	万円	石綿に関する作業の開始時期	西暦 2024年 11月頃								
事前調査の終了年月日	西暦 2024年 6月 30日															
事前調査を実施した者																
氏名	(2)					講習実施機関の名称	(2)									
分析調査を実施した者																
氏名	(2)					講習実施機関の名称	(2)									
作業に係る石綿作業主任者																
氏名	(3)															

①床面積や請負金額が法定の基準以下の場合は報告は不要です。

②元請が石綿除去を実施しないのであれば空欄で構いません。
(石綿作業を行わなくとも、元請が事前調査を実施している場合は記入が必要です。)

③作業を行わない場合は空欄で構いません。

事前調査結果等報告（例）

請負事業者情報																			
事業者の名称	有限会社一次						事業者の電話番号	0000-00-0000											
労働保険番号			都道府県	-	所掌	-	管轄	-	基幹番号	-	枝番号								
<input type="checkbox"/> なし(又は不明) <input type="checkbox"/> 元方(元請) 事業と同じ			0	1	-	1	-	0	0	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0
事業者の住所			郵便番号 0 0 0 - 0 0 0 0																
			都道府県・市区町村名等 北海道〇〇市～																
			住所(続き) ○○																
事前調査を実施した者の氏名	衛生 花子						事前調査を実施した者の講習実施機関の名称	一般社団法人日本石綿講習センター											
分析調査を実施した者の氏名	健康 次郎						分析調査を実施した者の講習実施機関の名称	一般社団法人日本環境測定分析協会											
作業に係る石綿作業主任者の氏名	安全 一郎																		
請負事業者情報																			
事業者の名称	有限会社二次						事業者の電話番号	0000-00-0000											
労働保険番号			都道府県	-	所掌	-	管轄	-	基幹番号	-	枝番号								
<input type="checkbox"/> なし(又は不明) <input type="checkbox"/> 元方(元請) 事業と同じ			0	1	-	1	-	0	0	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0
事業者の住所			郵便番号 0 0 0 - 0 0 0 0																
			都道府県・市区町村名等 北海道〇〇市～																
			住所(続き) ○○																
事前調査を実施した者の氏名	安全 二郎						事前調査を実施した者の講習実施機関の名称												
分析調査を実施した者の氏名							分析調査を実施した者の講習実施機関の名称												
作業に係る石綿作業主任者の氏名	安全 二郎																		
請負事業者情報																			
事業者の名称							事業者の電話番号	- -											
労働保険番号			都道府県	-	所掌	-	管轄	-	基幹番号	-	枝番号								
<input type="checkbox"/> なし(又は不明) <input type="checkbox"/> 元方(元請) 事業と同じ					-			-						-					
事業者の住所			郵便番号																
			都道府県・市区町村名等																
			住所(続き)																
事前調査を実施した者の氏名							事前調査を実施した者の講習実施機関の名称												
分析調査を実施した者の氏名							分析調査を実施した者の講習実施機関の名称												
作業に係る石綿作業主任者の氏名																			

事前調査結果等報告（例）

請負事業者の情報		事業者の電話番号										0000 - 00 - 0000						
事業者の名称	有限会社一次																	
労働保険番号		都道府県	-	所掌	-	管轄	-	基幹番号				-	枝番号					
<input type="checkbox"/> なし(又は不明) <input type="checkbox"/> 元方（元請）事業と同じ		0	1	-	1	-	0	0	-	0	0	0	0			0	-	0
事業者の住所	郵便番号		0	0	0	-	0	0	0	0								
	都道府県・市区町村名等		北海道〇〇市～															
	住所（続き）		〇〇															
事前調査を実施した者の氏名	衛生 花子					事前調査を実施した者の講習実施機関の名称					一般社団法人日本石綿講習センター				④			
分析調査を実施した者の氏名	健康 次郎					分析調査を実施した者の講習実施機関の名称					一般社団法人日本環境測定分析協会							
作業に係る石綿作業主任者の氏名	安全 一郎														⑥			
請負事業者の情報																		
事業者の名称	有限会社二次										事業者の電話番号				0000 - 00 - 0000			
労働保険番号		都道府県	-	所掌	-	管轄	-	基幹番号				-	枝番号					
<input type="checkbox"/> なし(又は不明) <input type="checkbox"/> 元方（元請）事業と同じ		0	1	-	1	-	0	0	-	0	0	0	0			0	-	0
事業者の住所	郵便番号		0	0	0	-	0	0	0	0								
	都道府県・市区町村名等		北海道〇〇市～															
	住所（続き）		〇〇															
事前調査を実施した者の氏名	安全 二郎					事前調査を実施した者の講習実施機関の名称									⑤			
分析調査を実施した者の氏名						分析調査を実施した者の講習実施機関の名称												
作業に係る石綿作業主任者の氏名	安全 二郎														⑥			
請負事業者の情報																		
事業者の名称											事業者の電話番号				- -			
労働保険番号		都道府県	-	所掌	-	管轄	-	基幹番号				-	枝番号					
<input type="checkbox"/> なし(又は不明) <input type="checkbox"/> 元方（元請）事業と同じ			-	-	-		-						-					
事業者の住所	郵便番号			-	-													
	都道府県・市区町村名等																	
	住所（続き）																	
事前調査を実施した者の氏名						事前調査を実施した者の講習実施機関の名称												
分析調査を実施した者の氏名						分析調査を実施した者の講習実施機関の名称												
作業に係る石綿作業主任者の氏名																		

④事前調査と分析調査を実施した場合はこちらに記入してください。（元請の欄に記入の場合もあります。）

⑤事前調査結果の確認のみを行った場合は、有資格者の欄の記入は任意です。（事前調査結果の確認を行った者の氏名は記入してください。）

⑥作業主任者の欄は、石綿作業に従事する全ての下請について記入が必須です。

事前調査結果等報告（例）

事前調査の結果及び予定する石綿の除去等に係る措置の内容	作業対象の材料の種類	石綿使用の有無			石綿使用なしと判断した根拠 ※石綿使用が無の場合のみ記載 ①目視 ②設計図書（④を除く。） ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤製造年月日	作業の種類			切断等の有無		作業時の措置 ①負圧隔離 ②隔離（負圧なし） ③湿潤化 ④呼吸用保護具の使用
		有	みなし	無		除去	封じ込め	囲い込み	有	無	
	吹付け材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
	保温材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
	煙突断熱材	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①☑ ②□ ③☑ ④☑
	屋根用折版断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
	耐火被覆材（吹付け材を除く、けい酸カルシウム板第2種を含む）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
	仕上塗材	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□						①□ ②☑ ③☑ ④☑
	スレート波板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□						①□ ②□ ③□ ④□
	スレートボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	①☑ ②☑ ③☑ ④□ ⑤□						①□ ②□ ③□ ④□
	屋根用化粧スレート	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□						①□ ②□ ③□ ④□
	けい酸カルシウム板第1種	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□						①□ ②☑ ③☑ ④☑
	押出成形セメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□						①□ ②□ ③□ ④□
	パルプセメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□						①□ ②□ ③□ ④□
	ビニル床タイル	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□						①□ ②□ ③☑ ④☑
	窯業系サイディング	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□						①□ ②□ ③□ ④□
	石膏ボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□						①□ ②□ ③□ ④□
	ロックウール吸音天井板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□						①□ ②□ ③□ ④□
	その他の材料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	①☑ ②☑ ③☑ ④□ ⑤□						①□ ②□ ③□ ④□

事前調査結果等報告（例）

⑧

事前調査の結果及び予定する石綿の除去等に係る措置の内容	作業対象の材料の種類	石綿使用の有無			石綿使用なしと判断した根拠 ※石綿使用が無の場合のみ記載 ①目視 ②設計図書（④を除く。） ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤製造年月日			作業の種類			切断等の有無		作業時の措置 ①負圧隔壁 ②隔壁（負圧なし） ③湿潤化 ④呼吸用保護具の使用	
		有	みなし	無	除去	封じ込め	囲い込み	有	無					
	吹付け材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				
	保温材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦	①□ ②□ ③□ ④□	⑦			
	煙突断熱材	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				
	屋根用折版断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				
	耐火被覆材（吹付け材を除く、けい酸カルシウム板第2種を含む）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦	①□ ②□ ③□ ④□	⑦			
	仕上塗材	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				
	スレート波板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				
	スレートボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				
	屋根用化粧スレート	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦	①□ ②□ ③□ ④□	⑦			
	けい酸カルシウム板第1種	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				
	押出成形セメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				
	パルプセメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦	①□ ②□ ③□ ④□	⑦			
	ビニル床タイル	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				
	窯業系サイディング	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				
	石膏ボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				
	ロックウール吸音天井板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨	①□ ②□ ③□ ④□				
	その他の材料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				

⑦ 「石綿有」又は「みなし」とした建材については、「切断等の有無」と「作業時の措置」欄の記入が必要です。

⑧ レベル1・レベル2建材の場合は、「作業の種類」欄の記入が必要です。

⑨ 「石綿無」とした場合は「石綿使用なしと判断した根拠」欄の記入が必要です。

吹付石綿・石綿含有保温材等に関する 措置

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

吹付石綿・石綿含有保溫材等に関する措置

吹付石綿や石綿含有保溫材等の除去等を行う場合は、監督署に法定様式による届出を提出しなければならない。（第5条）

- 建設業等で次の仕事を開始しようとするときは、**工事開始の14日前まで**に、所轄労働基準監督署長に**計画届**を提出する必要があります。
- 法定様式のほか、当該作業に係る解体等対象建築物等の概要を示す図面を添えて提出する必要があります。

内容の審査のために添付や記載が必要なもの（一例）

- ・除去等を行おうとする石綿の種類に関する書類（事前調査結果を示す書類也可）
- ・隔離に関する内容（隔離場所の寸法、ビニールシートの枚数や厚み、表面積、気積 等）
- ・湿潤化に使用する水や薬液等に関する内容（薬液の種類、必要量の計算、実際の量 等）
- ・隔離養生の方法や除去作業の方法を示す手順書
- ・各種カタログ（エアシャワー、除じん装置、マノメーター、真空掃除機、エアスプレー、呼吸用保護具、手袋、ビニールシート 等々）
- ・各種資格等に関する書類（作業主任者や特別教育に関する資格一覧、資格証写し 等）

吹付石綿・石綿含有保温材等に関する措置

□ 必要な届出は以下のとおりです。

- 建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。次号において同じ。）に**吹き付けられている石綿等（石綿等が使用されている仕上げ用塗り材を除く。）の除去、封じ込め又は囲い込み**の作業を行う仕事
- 建築物、工作物又は船舶に張り付けられている石綿等が使用されている**保温材、耐火被覆材（耐火性能を有する被覆材をいう。）等の除去、封じ込め又は囲い込み**の作業（石綿等の粉じんを著しく発散するおそれのあるものに限る。）を行う仕事

改正後（令和3年4月1日以降）	建築物、工作物、船舶	うち耐火・準耐火建築物
吹き付け石綿等の除去（ 石綿含有仕上げ塗材を除く ）	計画届	計画届
吹き付け石綿等の封じ込め・囲い込み	計画届	計画届
石綿含有保温材等の除去、封じ込め・囲い込み	計画届	計画届

- 改正により、建設業の場合は従来の作業届の代わりに計画届を提出することとなっております。

※ 作業届の提出は建設業・土石採取業以外の業種の場合に提出が必要となります。

吹付石綿・石綿含有保温材等に関する措置

吹付石綿や石綿含有保温材等の除去等の作業を労働者に従事させることは、適切な措置を講じなければならない。（第6条）

- 以下に掲げる「適切な措置」が講じられているかを確認しています。
 - ・ 除去等の作業を行う作業場所を、それ以外の**作業場所から隔離**すること。
 - ・ 石綿等の除去等を行う作業場所に**ろ過集じん方式の集じん・排気装置**を設け、排気を行うこと。
 - ・ 石綿等の除去等を行う作業場所の出入口に**前室、洗身室及び更衣室を設置**すること。（作業場所から労働者が退出するときに、前室、洗身室及び更衣室の順に通過するように互いに連接されること。）
 - ・ 石綿等の除去等を行う作業場所及び前室を**負圧に保つ**こと。
 - ・ 隔離を行った**作業場所において初めて除去作業を行う場合には、当該作業を開始した後速やかに、ろ過集じん方式の集じん・排気装置の排気口からの石綿等の粉じんの漏えいの有無を点検**すること。
 - ・ ろ過集じん方式の集じん・排気装置の**設置場所を変更したときや装置に変更を加えたときは、排気口からの石綿等の粉じんの漏えいの有無を点検**すること。
 - ・ その日の作業を**開始する前及び作業を中断したときは、前室が負圧に保たれていることを点検**すること。
 - ・ 点検を行った場合において、異常を認めたときは直ちに除去作業を中止し、装置の補修又は増設その他の必要な措置を講ずること。

吹付石綿・石綿含有保溫材等に関する手続き

吹付石綿や石綿含有保溫材等の除去等の作業を労働者に従事させることは、適切な措置を講じなければならない。（第6条）

- 「適切な措置」と「同等以上の効果を有する措置」とされている、以下の方法も認められています。
 - （各種条件を満たした） **グローブバッグ工法**
 - 破損等のない良好な状態の屋根折版を、**湿潤な状態で手ばらし等**により裏張り断熱材をつけたまま除去する方法

4

石綿含有成形品等の除去等に係る措置

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

石綿含有成形品等の除去等に係る措置

◆材料や作業方法別の除去方法に関する措置

- 石綿含有成形品（石綿含有保温材等除く、以下同）を建築物等（建築物、工作物又は船舶）から除去する作業においては、**原則切斷等以外の方法**により作業を実施する。（第6条の2第1項）
- けい酸カルシウム板第1種を切斷等の方法により除去しようとする場合は、**隔離・常時湿潤化等**を行う。（第6条の2第2項）
- 石綿含有仕上げ塗材の電動工具による除去を行う場合は、**隔離・湿潤化等**を行う。（第6条の3）
- 石綿等の切斷等の作業等及びその作業において発散した石綿等の粉じんの掃除の作業を行う場合は、**湿潤化等**を行う。（第13条）

石綿含有成形品等の除去等に係る措置

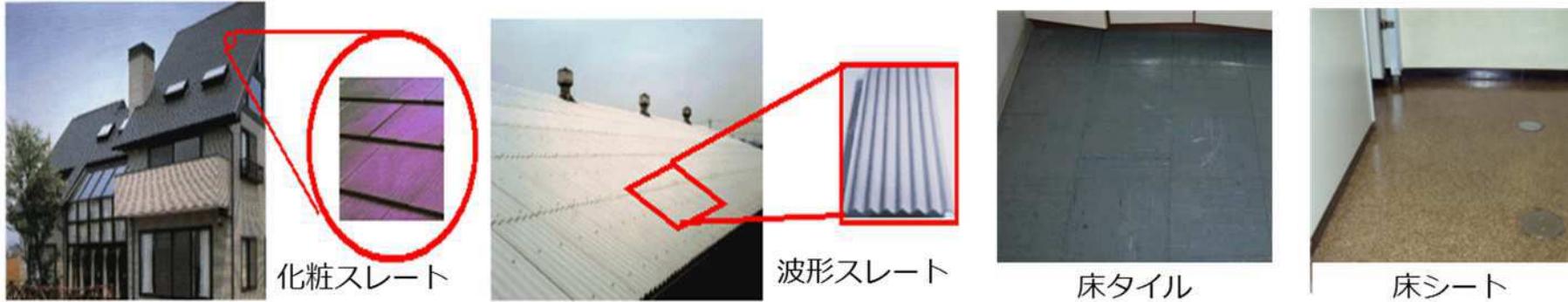
石綿含有成形品を建築物等から除去する作業においては、原則切断等以外の方法により作業を実施する。（第6条の2第1項）

- ここでいう「石綿含有成形品」とは、成形された材料で石綿が使用されているものをいい、石綿含有保温材等は含まれません。（つまり、レベル3です。）
- 原則は切断以外の方法とされているところですが、「切断等以外の方法により当該作業を実施することが技術上困難な場合」に該当する場合はこの限りではないとされており、**切断等を全て禁止するものではありません。**
- 「切断等以外の方法により当該作業を実施することが**技術上困難な場合**」には、以下も含まれます。
 - ・ 当該材料が下地材等と接着材で固定されており、切断等を行わずに除去することが困難な場合。
 - ・ 当該材料が大きく切断等を行わずに手作業で取り外すことが困難な場合。
- 切断等以外の方法が可能であるにもかかわらず切断等するのは**NG！**
例えば、石綿含有成形品等が建築物内にあり、手ばらしが可能であるにもかかわらず、重機で建屋ごと解体したり丸のこ等で切断したりするのは違法とみなされる可能性があります。

石綿含有成形品等の除去等に係る措置

石綿等の切断等の作業等及びその作業において発散した石綿等の粉じんの掃除の作業を行う場合は、湿潤化等を行う。（第13条）

◆知つておいてほしいこと



- 石綿含有成形品（スレート、ボード、タイル、シートなど）の除去は、切断・破碎等以外の方法により行うことが必要です。（技術上困難な場合は除く）

- 「湿潤化等」の代わりに **「除じん性能を有する電動工具の使用」** や **「作業場所の隔離」** としても良いとされています。（令和6年より、除じん性能付き電動工具の使用が湿潤化と同等の扱い。）

石綿含有成形品等の除去等に係る措置

けい酸カルシウム板第1種を切断等の方法により除去しようとす
る場合は、隔離・常時湿潤化等を行う。（第6条の2第2項）

- けい酸カルシウム板第1種は「石綿含有成形品のうち特に石綿等の粉じんが発散しやすいものとして厚生労働大臣が定めるもの」に該当するため、通常のレベル3建材よりも水準の高いばく露防止措置が必要です。



けい酸カルシウム板第1種
高比重。内装ボード、天井材などに使用。

レベル3



【参考】けい酸カルシウム板第2種
低比重。鉄骨の耐火被覆などに使用。

レベル2

石綿含有成形品等の除去等に係る措置

石綿含有仕上げ塗材の電動工具による除去を行う場合は、隔離・湿潤化等を行う。（第6条の3）

□ 石綿含有仕上げ塗材とは？



セメント、合成樹脂等の結合材、顔料、骨材等を主原料とし、主として建築物の内外の壁又は天井を、吹付け、ローラー塗り、こて塗り等によって立体的な造形性を持つ模様に仕上げる材料としてJIS A 6909に定められている建築用仕上塗材のうち、石綿等が使用されているものをいいます。

□ 「電動工具を使用して除去する作業」とは？

- ・ ディスクグラインダー又はディスクサンダーを用いて除去する作業をいう。
- ・ 高圧水洗工法、超音波ケレン工法等により除去する作業は含まれない。

□ 石綿含有仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する場合に必要となる「常時湿潤な状態に保つ」措置の方法には、**剥離剤を使用する方法**も含まれます。

まとめ

- 監督署は、その現場（事業場）で就労する労働者の健康障害防止に係る審査・調査・指導等を行う。
 - 近隣住民の健康被害や、環境汚染に係る対応は行っていない。
- 監督署は、石綿障害予防規則（石綿則）にて定められている条文に基づき、事業者に対し指導を行う。
 - 条文に基づかない指導は基本的に行わない。
 - 各種ガイドラインやマニュアルに基づく指導を行うことはある。
- 監督署は、現場での調査や店社での調査を行うことがある。
 - 現場での調査では、石綿ばく露防止対策の有無、各種掲示の適否、その他労働安全衛生規則に係る違反等の有無を確認する。
 - 店社での調査では、各種報告の適否、記録の保存の有無、健康診断の実施状況等を確認する。
- 監督署は、管轄内の事業者等に対し法令等に係る周知を行う。
 - 法令やガイドライン等が改正された際に、説明会や作成資料の公開等により、周知徹底を図る。

参考資料（石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル）

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び
石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

令和3年3月

(令和6年2月改正)

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課
環境省水・大気環境局環境管理課

環境省
Ministry of the Environment

本文へ English キーワード検索 検索 ヘルプ

ホーム 環境省について 政策 法令 報道・広報 白書・統計 申請・手続き

大気環境・自動車対策

ホーム > 政策 > 政策分野一覧 > 大気環境・自動車対策 > 石綿（アスベスト）問題への取組 > 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

▶ 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和6年2月改正）
▶ 全文[PDF 30MB] PDF
▶ 改正表[PDF 371KB] PDF

分割版

▶ 表紙・目次[PDF 359KB] PDF
▶ 第1章 石綿に関する基礎知識[PDF 2.6MB] PDF
▶ 第2章 關係法令の解説[PDF 2.6MB] PDF
▶ 第3章 用語の定義[PDF 1.2MB] PDF
▶ 第4章 建築物等の解体等における飛散防止対策1/4[PDF 3.2MB] PDF



環境省HP

参考（技術指針の改正）－令和6年1月31日)

基発 0131 第 1 号
令和 6 年 1 月 31 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の一部を改正する件」について

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第28条第1項の規定に基づき、別添1のとおり、建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の一部を改正する件（技術上の指針公示第25号）を令和6年1月31日付け官報に公示し、令和6年4月1日より適用することとした。

今般の改正は、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）の規定による労働者の石綿ばく露防止措置の適切かつ有効な実施を図るために、石綿障害予防規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第105号）の公布に伴い、建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（令和2年9月8日付け技術上の指針公示第22号。以下「技術上の指針」という。）について所要の改正を行うものである。

改正点は別添2の新旧対照表のとおりであり、改正後の技術上の指針は別添3のとおりである。労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第24条の10において準用する同令第24条の規定により、都道府県労働局健康主務課において閲覧に供するとともに、事業者及び関係事業者団体等に対する周知等を図られたい。

別添3

労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針に関する公示

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第28条第1項の規定に基づき、建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（平成26年3月31日付け技術上の指針公示第21号）を改正したので次のとおり公表する。

令和6年1月31日

厚生労働大臣 武見 敬三

建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針

1. 趣旨

この指針は、建築物等の解体等の作業又は労働者が石綿等（石綿又は石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物をいう。以下同じ。）にばく露するおそれがある建築物等における業務を行う労働者の石綿のばく露による健康障害を予防するため、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）に規定する事前調査及び分析調査、石綿を含有する材料の除去等の作業における措置並びに労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務に係る措置等に関する留意事項について規定したものである。

2. 建築物等の解体等の作業における留意事項及び推奨される事項

2-1 事前調査及び分析調査

(1) 使用されている可能性がある石綿含有材料の種類が多岐に亘るような大規模建築物又は改修を繰り返しており石綿含有材料の特定が難しい建築物については、建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成30年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第1号）第2条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者又は一定の事前調査の経験を有する同条例第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者が事前調査を行うことが望ましいこと。



厚労省HP
労働安全衛生法関係の
法令等（石綿）



PDFファイル

ご清聴ありがとうございました

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare